

議案第 68 号

和解及び損害賠償の額の決定について

庁用車両による人身事故に伴う損害賠償について、次のとおり和解し、損害賠償の額を定める。

平成 30 年 11 月 12 日提出

亀山市長 櫻井 義之

1 事故の状況

平成 27 年 11 月 2 日午後 3 時 15 分頃、亀山市太岡寺町地内で、相手方の運転する自転車と出合頭に衝突し、相手方を負傷させた。

2 相手方

亀山市在住 個人

3 和解の条件及び損害賠償の額

- (1) 市は、相手方に対し、損害賠償の額 7,092,470 円の支払い義務があることを認め、既払い金 2,592,470 円を除く 4,500,000 円を市議会の議決後 30 日以内に相手方指定の口座へ振り込む。
- (2) 市及び相手方は、損害賠償金以外に何らの債権債務のないことを確認し、互いに何らの請求をしない。

提案理由

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定に基づき議会の議決を求める。